

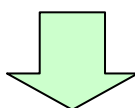
(参 考)

1 千葉県中小企業の振興に関する条例第 11 条に基づく基本方針（通称ちば中小企業元気戦略）の策定について

(1) 策定等の経緯

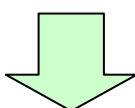
「ちば中小企業元気戦略」の策定(平成18年12月28日)

- 平成17年度～平成18年12月
- ・千葉県経済活性化推進会議の開催(2回)
 - ・中小企業関係団体への協力要請
 - ・地域勉強会の開催
(42回(H17:39回、H18:3回))
 - ・中小企業振興に向けた研究会
(平成18年3月1日～10月19日 11回)
 - ・パブリックコメント実施
(平成18年11月17日～12月7日)



「千葉県中小企業の振興に関する条例」の制定
(平成19年3月16日)
公布・施行

- 平成19年1月～同3月
- ・策定した「ちば中小企業元気戦略」の条例化



ちば中小企業元気戦略の条例第11条に基づく基本方針への位置づけ
基本方針に基づくちば中小企業元気戦略事業計画書の策定

- 平成19年3月～同年4月
- ・中小企業振興に向けた研究会(3月8日)
 - ・千葉県経済活性化推進会議の中小企業活性化部会の開催(平成19年3月28日)
 - ・パブリックコメント実施
(平成19年3月30日～4月20日)

(2) パブリックコメント（平成19年3月30日～4月20日）の結果

意見が1人、1件あり。

意見（要旨）	県の考え方（要旨）
経済活動に行政は介入すべきではない。行政の役割は、資本主義という社会原則が持つ面白さや魅力とその反面にある厳しさを教育過程の中でしっかり教え込むこと、企業が事業に失敗したときに、事業者や従業員の最低限の生活を守るセーフティネットにあります。	千葉県中小企業の振興に関する条例及びこの基本方針は、中小企業基本法と同様に、「弱者（中小企業者）一律支援」ではなく、中小企業者自らの努力を基本としつつ、厳しい環境変化を乗り越えようと果敢に挑戦する中小企業者の取組みを後押ししようとするものです。